

No.2 東京都都市計画都市再生特別地区

〔東京都決定〕

種類	都市再生特別地区（銀座四丁目12地区）	面積	約1.0ha
位置	中央区銀座四丁目地内		
建築物その他の工作物の誘導すべき用途	_____		
建築物の容積率の最高限度	10分の122 ただし、10分の30以上を複合文化拠点の形成に資する劇場・交流・教育機能に寄与する施設及びこれらに付随する施設の用途とする。		
建築物の容積率の最低限度	10分の40		
建築物の建ぺい率の最高限度	10分の8 ただし、建築基準法第53条第5項第1号に該当する建築物にあつては、10分の2を加えた数値とする。		
建築物の建築面積の最低限度	3,000㎡		
建築物の高さの最高限度	高層部：GL+150m 低層部A：GL+45m 低層部B：GL+25m		
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りではない。 (1) 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける庇、その他これに類するもの (2) 給排気施設の部分 (3) 建物の出入口の上部に位置する庇の部分 (4) 公益上必要な建築物等で当該建築物の敷地内に存するもの (5) 文化等の維持・継承に資するまねき看板など		
備考	別添図のとおり地下通路及び駅施設等整備並びに道路表層整備を行う。		
理由	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再生特別地区を変更する。		